

監理技術者等の職務

監理技術者等は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。
(法第26条の4第1項)

① 監理技術者等の職務の明確化

元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。なお、下請の主任技術者のうち専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者に近い役割を担うこととなります。

(『監理技術者制度運用マニュアル』二-三)



表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者 又は特例監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的 施工管理	○請け負った範囲の建設工事 の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の 統括的施工管理
施工計画の 作成	○請け負った建設工事全体の施工 計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の 確認 ○設計変更等に応じた施工計画書 等の修正	○元請が作成した施工計画書 等に基づき、請け負った範囲 の建設工事に関する施工 要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた 施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の 施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の 確認 ○設計変更等に応じた施工要領 書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗 確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事 の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の 進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する 下請からの施工報告の確認、 必要に応じた立ち会い確認、事後 確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事 に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工 報告	○請け負った範囲の建設工事に関 する下請からの施工報告の確認、 必要に応じた立ち会い確認、 事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体におけ る主任技術者の配置等法令遵守 や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技 術指導	○請け負った範囲の建設工事 に関する作業員の配置等法令 遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術 指導	○請け負った範囲の建設工事にお ける主任技術者の配置等法令 遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事にお ける現場作業に係る実地の総 括的技術指導

※非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められます。

